

筑西市空き店舗等 活用事業補助金

筑西市の商業地域活性化に向けた、空き店舗等減少による賑わいの創出及び商環境の向上を図るため、空き店舗等に新規出店する方に、改装費又は賃借料の一部を補助します。

活用者募集!!

対象者

筑西市内の、都市計画法に規定する市街化区域にある空き店舗等で、新たに出店を考えている方
※個人または法人(中小企業者)

業種

日本標準産業分類に定める産業分類のうち、小売業、飲食店、療術業、教育又は学習支援業、生活関連サービス業、娯楽業、物品賃貸業(風営法に該当する業種を除く)

補助対象の要件

- ◆ 地域の活性化に関する事業等に積極的に、取り組む意思があること
- ◆ 風営法および暴力団排除条例の規定に該当しないこと
- ◆ 新規出店者と店舗所有者とが同一、または2親等以内の親族でないこと
- ◆ 週5日以上営業で、1年以上の継続的な営業を行う見込みがあること
- ◆ 市税等の滞納がないこと
- ◆ 筑西市内の店舗を対象区域に移転する場合、元の店舗が空き店舗にならないこと

補助対象事業	補助対象経費	補助率	備考
改装事業	出店しようとする空き店舗等の改装工事費(内外装、設備工事費など)	補助対象経費の1/2 限度額は50万円 1回限り補助	改装工事前の申請が必要 筑西市内の施工業者が行う工事に限る
賃借事業	出店しようとする空き店舗等の賃借料(敷金、礼金、共益費等を除く)	補助対象経費の1/2 限度額は月額5万円 12ヶ月補助	営業開始前の申請が必要

【申込み・問合せ】

筑西市経済部
商工振興課

筑西市丙 360 本庁舎 3F TEL 0296-54-7011 FAX 0296-20-1186
E-mail : shokou@city.chikusei.lg.jp